令和二年国土交通省令第九十九号 整備計画の認定等に関する省令 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域

設区域整備法に基づく区域整備計画の認定等に関き、並びに同法を実施するため、特定複合観光施 条第一項及び第二項、第十三条第一項第七号、 第八十号)第七条第一項、第九条第二項、第十一 する省令を次のように定める。 十七条第一項並びに第十九条第一項の規定に基づ 三項及び第五項、第十六条第一項及び第三項、第 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律 第

(実施方針の策定の提案の添付書類)

五.

号までに掲げる事項を記載した書類とする。 定める書類は、法第六条第二項第五号から第七 (区域整備計画の内容) 「法」という。)第七条第一項の国土交通省令で 特定複合観光施設区域整備法(以下

第二条 区域整備計画においては、基本方針及び 交通大臣が告示で定める事項を明らかにするも 実施方針に即し、次に掲げる事項その他の国土

特定複合観光施設の名称、所在地及びその

設置運営事業者等の役員の氏名又は名称及

が法人等であるときは、その代表者又は管理 要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者 の保有者を含む。第四条第五号において同 会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等 が持株会社の子会社であるときは、当該持株 の数の議決権等の保有者(設置運営事業者等 人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所 設置運営事業者等の主要株主等基準値以上 。)の氏名又は名称及び住所並びに当該主

設置運営事業等の工程 特定複合観光施設の床面積の合計

(区域整備計画の添付書類)

第三条 区域整備計画には、次に掲げる書類その 他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付し なければならない。

特定複合観光施設の設計の概要を記載した

(認定区域整備計画の軽微な変更) 一 特定複合観光施設を構成する施設の構造を 明らかにする平面図、立面図及び断面図

第四条 法第十一条第一項の国土交通省令で定め る軽微な変更は、次に掲げるものとする。

> 限る。) 特定複合観光施設区域の所在地の変更(地 の名称の変更又は地番の変更に伴うものに

二 認定設置運営事業者等の名称若しくは住所 又は代表者の氏名の変更(当該代表者の変更 を伴うものを含む。)

兀 は名称の変更(当該役員の変更を伴うものを のに限る。) 認定設置運営事業者等の役員の氏名若しく

(地域の名称の変更又は地番の変更に伴うも

特定複合観光施設の名称又は所在地の変更

氏名若しくは名称の変更(当該役員の変更を 更を伴うものを含む。)若しくはその役員の 名称若しくは住所の変更又は当該保有者が法 以上の数の議決権等の保有者の氏名若しくは 人の氏名の変更(当該代表者又は管理人の変 人等であるときは、その代表者若しくは管理 認定設置運営事業者等の主要株主等基準値

更であって、認定区域整備計画の適正な実施 が認めるもの に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる変

号、第二号、第四号及び第五号に規定する 基準並びに法第四十一条第一項第七号に掲 に伴う変更であって、法第二条第一項第一 の変更(特定複合観光施設の具体的な設計 変更であって、必要最小限度のもの のに限る。) 又は設置運営事業等の工程の げる基準に適合しなくなるおそれがないも は特定複合観光施設を構成する施設の規模 特定複合観光施設の床面積の合計若しく

第四十一条第一項第七号に掲げる基準に適 合しなくなるおそれがないものに限る。) を構成する施設の規模の一時的な変更(法 施設の床面積の合計又は特定複合観光施設 その他認定区域整備計画の内容の実質的 修繕又は災害の復旧に伴う特定複合観光

第五条 法第十一条第一項の規定により認定区域 道府県等は、認定設置運営事業者等と共同し 整備計画の変更の認定を受けようとする認定都 (認定区域整備計画の変更の認定の申請等) な変更を伴わない変更

事業者等の名称、住所及び代表者の氏名 認定都道府県等の名称並びに認定設置運営 通大臣に提出しなければならない。

次に掲げる事項を記載した申請書を国土交

含む。)又は住所の変更

伴うものを含む。)若しくは住所の変更

ならない。

変更の内容

変更の理由

2 類は、次に掲げるものとする。

二 第三条に規定する書類のうち変更に係る もの

で定める事項は、実施協定の変更に関する事項第七条 法第十三条第一項第七号の国土交通省令

(実施協定の記載事項)

証明書 認定設置運営事業者等の定款及び登記事項

特定複合観光施設区域の土地の登記事項証

法第九条第十一項又は第十一条第一項の認

変更の内容

五四 変更の理由

変更しようとする年月日

2

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付

第三条に規定する書類のうち変更に係る 変更後の認定区域整備計画を記載した書

3 ものを添付して、これを国土交通大臣に提出 書類に第三条に規定する書類のうち変更に係る ときを除き、認定設置運営事業者等と共同し 項の申請書又は次条第一項の届出書を提出する 内容を変更した場合には、当該変更に関し第 て、遅滞なく、当該変更の内容を明らかにした 認定都道府県等は、第三条に規定する書類

なければならない。

(認定区域整備計画の軽微な変更の届出)

第六条 法第十一条第二項の規定により認定区域 等と共同して、遅滞なく、次に掲げる事項を記 とする認定都道府県等は、認定設置運営事業者 整備計画の軽微な変更をした旨の届出をしよう 載した届出書を国土交通大臣に提出しなければ

二 法第九条第十一項又は第十一条第一項の認 定の年月日 事業者等の名称、住所及び代表者の氏名 認定都道府県等の名称並びに認定設置運営

ŦĹ 変更の年月日

法第十一条第二項の国土交通省令で定める書

変更後の認定区域整備計画を記載した書類

とする。 (実施協定の添付書類

|第八条 法第十三条第三項の国土交通省令で定め る書類は、次に掲げるものとする。

(実施協定の概要の公表)

三 特定複合観光施設区域の土地として認定設 書の写しその他これに準ずるもの とする権利の移転又は設定をする契約の契約 所有権、借地権その他の使用及び収益を目的 こととしている場合には、当該土地に関する 同じ。)以外の者が所有する土地を使用する 置運営事業者(施設供用事業が行われる場合 には、認定施設供用事業者。第五号において

存の施設を使用することとしている場合に 特定複合観光施設を構成する施設として既 当該施設の登記事項証明書

施設を使用することとしている場合には、当 約書の写しその他これに準ずるもの 該施設に関する所有権の移転をする契約の契 定設置運営事業者以外の者が所有する既存の 特定複合観光施設を構成する施設として認

六 前各号に掲げるもののほか、その他参考と なる事項を記載した書類

(実施協定の変更の認可の申請等)

第九条 法第十三条第二項後段の規定により実施 事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し 県等及び認定設置運営事業者等は、次に掲げる 協定の変更の認可を受けようとする認定都道府 なければならない。

事業者等の名称、 認定都道府県等の名称並びに認定設置運営 法第十三条第二項の認可の年月日 住所及び代表者の氏名

変更の内容

変更の理由

変更しようとする年月日

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添 付

変更後の実施協定を記載した書類

前条各号に掲げる書類のうち変更に係る

ち変更に係るものを添付して、これを国土交通 明らかにした書類に同条各号に掲げる書類のう 合には、当該変更に関し第一項の申請書を提出 大臣に提出しなければならない。 するときを除き、遅滞なく、当該変更の内容を は、前条各号に掲げる書類の内容を変更した場 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等

第十条 法第十三条第五項前段の規定による実施 協定の概要の公表は、次に掲げる事項について 行うものとする。

認定都道府県等及び認定設置運営事業者等

締結の年月日

実施協定の概要

第十一条 法第十三条第五項後段の規定による実 施協定の変更の概要の公表は、次に掲げる事項 ことにより、これを行わなければならない。 掲示するとともに、インターネットを利用する 効期間の満了の日まで、公衆の見やすい場所に (実施協定の変更の概要の公表) 前項の公表は、当該公表に係る実施協定の有

について行うものとする。 2

の名称 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等

三 変更後の実施協定の概要 二 変更の概要

変更の年月日

用する。 前条第二項の規定は、前項の公表について準

(事業計画の届出)

第十二条 法第十六条第一項前段の規定により事 事項を記載した事業計画を国土交通大臣に提出該事業計画に係る事業年度において実施すべき しなければならない。 者等は、事業基本計画に定めた事項に関し、当 業計画の届出をしようとする認定設置運営事業

臣が告示で定める書類を添付しなければならな 意を得たことを証する書類その他の国土交通大前項の事業計画には、法第十六条第一項の同

(事業計画の変更の届出)

第十三条 法第十六条第一項後段の規定により事 営事業者等は、次に掲げる事項を記載した届出業計画の変更の届出をしようとする認定設置運 書を国土交通大臣に提出しなければならない。 表者の氏名 認定設置運営事業者等の名称、 住所及び代

変更の内容

変更の年月日変更の理由

なければならない。 前項の届出書には、 次に掲げる書類を添付し

変更後の事業計画を記載した書類

前条第二項に規定する書類のうち変更に係

るもの

第十四条 法第十六条第三項の規定による事業計 画の公表は、当該事業計画に係る事業年度の終 (事業計画の公表)

り、これを行わなければならない。

認定設置運営事業者は、当該営業を開始しよう 年月日を記載した届出書を国土交通大臣に提出 合観光施設の営業の開始の届出をしようとする とする日の三十日前までに、当該営業の開始の しなければならない。

ない。 を得たことを証する書類を添付しなければなら 前項の届出書には、法第十七条第一項の同意

事項) (設置運営事業等を廃止しようとする際の明示

第十六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定 める事項は、次に掲げるものとする。

継続を図るために講じた措置の内容 認定設置運営事業者等が設置運営事業等の 認定設置運営事業者等が設置運営事業等の

の予防その他雇用の安定を図るために講ずる設置運営事業者等の雇用する者について失業 措置の内容を含む。) 施設区域の土地及び特定複合観光施設の利用 又は処分に関する措置の内容並びに当該認定 ずる措置の内容(当該廃止後の特定複合観光 への悪影響を回避し、又は低減するために講 廃止による特定複合観光施設区域の周辺地域

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考と なる事項

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日国土交通省 令第二六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行 する。

ともに、インターネットを利用することによ 了の日まで、公衆の見やすい場所に掲示すると

第十五条 法第十七条第一項の規定により特定複 (特定複合観光施設の営業の開始の届出)